

横断的投資サービス法制度に関する一考察

—生命保険は金融商品として規制すべきか

日本生命保険相互会社 松澤 登

1. 問題の所在

金融審議会では今後、生命保険業を全面的に取り込む横断的投資サービス法制度について検討する予定となっている。本報告ではそもそも横断的法制度とは何であるのか、また日本に導入するとした場合にどんな課題があるのかについて考察する。具体的には、日本の法令とEU指令に照らして生命保険および金融商品にかかる規制の特徴を明らかにし、EU指令が英国の法令にどのように取り入れられているのかを検証して、今後の議論にあたって検討の視点を提示したい。

2. 生命保険業と金融商品取引業にかかる規制

日本・EUともに生命保険会社の他業が制限され、事業として生命保険引受と金融商品取引とは分離されている。それぞれの規制の特徴は日本とEUとで共通しており、金融商品では情報開示による市場の評価が重視され、当局の関与は限定的である。一方、生命保険では契約の継続が重視され、健全性の維持、経営悪化時の再建、および破綻時の処理が当局の関与のもとで行われている。

販売規制の特徴も共通しており、金融商品では、投資メリットとリスクを中心とする情報提供、および投資リスクを負えない顧客への販売を抑止するための規制が設けられている。一方、生命保険においては、保障内容を中心とした情報提供、および商品内容と顧客ニーズとの合致について配慮させる規制が設けられている。このように規制の特徴が日本とEUで共通するのは、市場リスクを顧客に転嫁する業と、顧客のリスクを引き受ける業という事業の特性があるからであろう。

英国では金融商品と生命保険をひとつの法律で規制しているが、上記のEUの

生命保険規制を、横断的法制度である金融サービス市場法に原則としてそのまま導入している。ただ販売規制については、必要な範囲で金融商品に関する規制を重ねて生命保険販売に適用するというを行っている。この点、日本でも保険業法300条の2により投資性保険には金融商品取引法の販売規制が重ねて適用されており、既に英国同様の規制手法が導入されている。

3. 規制を支える制度

英国で横断化しており、日本と比べて特徴的なのは、紛争裁定制度やエンフォースメントなどの規制を支える制度である。

英国における金融分野の紛争解決制度であるオンブズマン制度は生命保険業も対象とする。ただ、英国ではオンブズマンの裁定に対して事業者サイドからの上訴が許されていないなど、日本への制度導入には憲法上の問題が存在する。

また、英国では金融商品取引業者のみならず生命保険会社についても、法令違反行為に対して課徴金が課される。ただ、日本のような商品事前認可や、違法行為がなくても業務状況によって業務改善命令等を発出できるといった生命保険会社の経営に当局が強く関与する制度がないことに留意すべきである。

4. 若干の考察

生命保険にかかる規制そのものは英国と日本とで大きく相違してはいない。したがって、今後日本で横断的法制度を検討する場合は、規制そのものよりもオンブズマンやエンフォースメントのような規制を支える制度を横断化するかどうかに関心が当たることになるだろう。そして、これらの検討に当たっては、個別規制ごとに導入の可否を議論するのではなく、生命保険事業の競争促進や消費者保護のあり方といった視点から制度全体を整合的に検証・設計していくことが重要である。